

平成26年第1回安堵町議会臨時会

日時 平成26年5月9日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 0名

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
統 括 理 事	寺 前 高 見	総務部門理事 兼総務課長	近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長	堀 口 善 友
会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代		
総 合 政 策 課 長	富 井 文 枝	税 務 課 長	中 野 彰 宏
住 民 課 長	堀 川 雅 央	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
上 下 水 道 課 長	石 橋 史 生		

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町税条例の一部を改正する条例について)

日程第 4 報告第 2号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程第 5 報告第 3号：専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について)

日程第 6 報告第 4号：専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正
予算(補正第2号)について)

日程第 7 議案第 1号：平成26年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について

開 会 午前10時

議長（山岡 敏） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成26年第1回安堵町議会臨時会を開会します。

議長（山岡 敏） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成26年第1回臨時会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては、なにかとお忙しいなか御出席を賜りましてありがとうございます。

子どもの健やかな成長を願う鯉のぼりが泳ぐ季節となりました。

安堵町歴史民俗資料館や、役場玄関前では、町の花『テイカカヅラ』がちょうど見頃を迎え、一年の中でも最も爽やかな季節を迎えているところでございます。

え、それでは早速ですが、本日提案させて頂く案件でございます。

報告案件として、条例の専決処分の報告が2件、平成25年度補正予算に係る専決処分の報告が2件、議案として、平成26年度補正予算が1件の、合計5件でございます。

え、それでは、順を追って概要を説明させていただきます。

まず、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正は、地方税法の一部改正に伴い、安堵町税条例について所要の改正を行うもので、同法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に交付されたため、同日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）でございます。

これにつきましても、地方税法の一部改正に伴い、安堵町国民健康保険税条例についての、ついて所要の改正を行うもので、同法の一部を改正する法律等が、平成26年3月31日に公布されたため、同日に専決処分いたしましたので、え、地方自治法第179条第3号の規程に基づき報告するものでございます。

え、次に、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）及び、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（補正第2号について））でございます。

え、これら2件は関連するものでございますので、併せて御説明をさせていただきます。

介護サービス利用者が、当初の見込みを大きく上回るため、保険給付費が不足となりますので、介護保険特別会計で、3,798万6千円を増額補正するものでございます。

そのうち、475万円を一般会計からの繰入金として措置するため、一般会計においても補正するもので、保険給付額が平成26年3月31日に確定したため、同日に専決処分いたしましたので、地方自治法179条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

最後に議案第1号、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

これにつきましては、4月からの消費税増税による負担を緩和するため、暫定的また臨時的な措置として支給する給付金にかかる経費と、消防団員4名の退職報償金、合計3,930万3千円を増額補正するものでございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

議長（山岡 敏） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 松本正弘議員、9番 田中幹男議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日のみ1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日のみ1日間とすることに決定しました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて
安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（山岡 敏） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます、税務課の中野です、よろしく申し上げます。

え、それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、平成26年法律第4号が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日に施行されるものが、平成26年度町税の賦課処理等に影響を及ぼしますので、これを専決処分とさせていただきました。

所要の改正につきまして、え、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書5枚目、新旧対照表1ページを御覧ください。

え、現行附則第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

それから、3ページ附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

5ページ下段附則第6条の3、阪神淡路大震災に係る雑損控除額等の特例については、単に課税標準の計算であることから、え、条例の性格を踏まえましてこの条項等を廃止するものでございます。

え、6ページ下段ですが、え、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。

これにつきましては、平成27年度まで、え～を、年間延長し平成30年度までとするものでございます。

7ページ附則第10条の2につきまして、見出し中法則第15条の2第1号に改め、わがまち特例導入による固定資産税の償却資産に係る部分について減額を定めるものでございます。

え、第1項、2項、3項につきましては、公害用防止設備につきまして、第5項につきましては、引用する項ずれにより第9項を第8項にするもの、第6項につきましては、浸水防止用設備、え、第7項につきましてはノンフロン製品について減額する割合を定めるものでございます。

それから、附則第10条の3につきましては、8ページ上段ですが、第9項を追加し、耐震改修が行なわれた耐震改修促進法に規定する要安全確認計画記載建築物等に対し、固定資産税の減額措置が創設されたため追加され、するものでございます。

え、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、平成26年度までを3年間延長し、平成29年度までに改めるものでございます。

え、9ページ、下段ですが、附則第21条及び10ページえ、附則第21条の2につきましては、移行一般社団法人等に係る固定資産税の特例措置が平成25年度で廃止されるため、規定を整備し、え、第2項を廃止し、また、第21条の2では引用条項の整備を行うものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めます。

平成26年5月9日報告。

安堵町長西本安博。

一枚めくっていただきまして、専決処分書

え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決。

安堵町長西本安博。

本文につきましては先ほど説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第1号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。
よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第4 報告第2号 「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課の堀川でございます。

え、それでは報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等関係法令の改正におきまして、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の観点から、消費税増税による低所得者への負担軽減のための軽減措置の拡充と併せて、高額所得者に対して後期高齢者支援金及び介護納付金の課税限度額が見直されたことに伴い、当町の国民健康保険税条例を改正するものでございます。

また、本改正につきましては、本年度の賦課に関わるものでございますので平成26年3月31日専決処分とし、平成26年4月1日施行とさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第3項でございますが、後期高齢者支援金課税限度額を14万円から16万円に2万円引き上げるものでございます。

第4項につきましては、介護納付金課税限度額を2万円、あ、12万円から14万円に2万円引き上げるものでございます。

第18条第1項につきましては、年金特徴の仮徴収を行う引用条文のずれによるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第23条第1項本文につきましては、軽減する額が賦課額を超さないためのものでございます。

第2号につきましては、5割軽減世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定に世帯主人分24万5千円を加算いたします。

また、同号、あ、「前号に該当するものを除く」と加えるのは7割軽減世帯を除く措置でございます。

3ページをお願いいたします。

第3号につきましては、2割軽減世帯の拡充措置で軽減世帯、軽減判定基準額算定の1人あたりの額を35万円から45万円にいたします。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保健税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求め。

平成26年5月9日報告。

安堵町長西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号第179条第1項）の規程に基づき安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決。

安堵町長西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上でございます。

御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第2号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。
報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第5 報告第3号 「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます、総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いたします。

それでは報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）御報告させていただきます。

本専決処分につきましては、介護保険給付費の不足に伴う介護保険特別会計保険事業勘定への一般会計からの繰出し分、475万円の増額補正でございます。

これによりまして、歳入歳出総額を31億3,719万6千円といたします。

なお、専決日につきましては、介護保険特別会計の専決日が平成26年3月31日

でありますので同日とさせていただきます。

それでは、詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の8ページを御覧ください、最後のページでございます。

歳出についてでございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目8. 介護保険事業費、475万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、あの、1ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金475万円を充てさせていただきます。

それでは、あの、議案書を朗読させていただきます。

1ページお願いいたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の、あ、9条第1項の規定に基づき、平成25年安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めます。

平成26年5月9日報告。

生駒郡安堵町長西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決。

安堵町長西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

補正25、あ、平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,719万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決。

生駒郡安堵町長西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、補正前の額6,345万円、補正額475万、計6,820万円、歳入合計31億3,719万6千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、補正前の額4億9,230万8千円、補正額475万円、計4億9,705万8千円、歳出合計31億3,719万6千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、あの、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上でございます。

御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第3号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。
報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第6 報告第4号 「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部民生部門理事。

(磯部民生部門理事 登壇)

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます、磯部でございます、どうぞよろしくお
願い申し上げます。

それでは、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵
町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）を説明させ
ていただきます。

介護保険事業計画によりまして3年間のサービス利用者の保険給付金総額を見込ん
でおりますが、平成25年度におきましては要支援・要介護者のサービス利用者数及
びサービス利用件数が第5期計画値以上に増加し、各種保険給付費に不足が生じたた
めの補正でございます。

主に近隣周辺で介護施設が新設されたため、新設施設に入所された方が、計画以上
に増加したことが保険給付、介護保険給付費の増加になっております。

給付費の26%は本来介護保険料を充てるべきであります。え、必要介護保険料
額の保険料収入を見込むことのできないことが明らかであるため、歳入欠陥補填収入
を充て、え、事業閉鎖後に前年度繰上充当金として対応させていただきたいというふ
うに思います。

3月分の保険給付費がえ、3月末に確定したため3月31日付けで専決処分させて
いただきましたので地方自治法第179条第1項の規定により本日の議会にご報告し
御承認を願うものでございます。

それでは補正予算書の、え、9ページから11ページをお願いいたします。

歳出でございます。え、要介護認定者・要支援認定者の各介護サービス利用が当初
と異なり諸費用に過不足が生じるための補正でございます。

款2. 保険給付費、項1. 介護サービス等諸費、目1. 居宅介護サービス給付費で、
1, 519万7千円の増額、目2. 地域密着型介護サービス給付費で、244万円の
増額、目3. 施設介護サービス給付費で、1, 837万2千円の増額、目4. 居宅介
護福祉用具購入費で、51万円の減額、目5. 居宅介護住宅改修費で、33万円の減
額、目6. 居宅介護サービス計画給付費で、121万2千円の増額でございます。同
款、項2. 予、え、介護予防サービス等諸費、目1. 介護予防サービス給付費で、2
14万円の増額、目2. 地域密着型介護予防サービス給付費で、29万円の減額、目
3. 介護予防福祉用具購入費で、7万円の減額でございます。

続いて、10ページお願いいたします。

え、目4. 介護予防住宅改修費で、147万円の減額、目5. 介護予防サービス計
画給付費で、27万7千円の増額でございます。

同款、項3. その他諸費、目1. 審査支払手数料で、11万円の減額でございます。

同款、項4. 高額介護サービス等費、目1. 高額介護サービス費で、25万円の減
額、目2. 高額介護予防サービス費で、1万円の減額でございます。

同款、項 5. 特定入所者介護サービス等費、目 1. 特定入所者介護サービス費で、1 6 2 万 8 千円の増額でございます。

同款、項 6. 高額医療合算介護サービス等費、目 1. 高額医療合算介護サービス費で、2 3 万円の減額、目 2. 高額医療合算介護予防サービス費で、1 万円の減額でございます。

この財源といたしまして、7 ページ歳入でございます、保険給付費につきましては、国庫、支払基金、県費、繰入金は、介護保険法で負担割合が定められております。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 介護給付費負担金で、6 6 7 万 6 千円の増額でございます。

款 3. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金、目 1. 介護給付費交付金で、1, 1 0 1 万 5 千円の増額でございます。

款 4. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 介護給付費負担金で、5 6 6 万 9 千円の増額でございます。

款 5. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 介護給付費繰入金で、4 7 5 万円の増額でございます。

続いて、8 ページお願いいたします。

款 9. 諸収入、項 1. 雑入、目 6. 歳入欠かん補てん収入、9 7 8 万 6 千円の増額でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 3, 7 9 8 万 6 千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求め。

平成 2 6 年 5 月 9 日報告。

安堵町長西本安博。

1 ページお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決。

安堵町長西本安博。

続きまして、補正予算書の 1 ページをお願い申し上げます。

平成 2 5 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）

平成 2 5 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,798万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億1,123万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決。

生駒郡安堵町長西本安博。

続きまして、次のページ、え、2ページ第1表歳入歳出予算補正お願い申し上げます。

歳入でございます。

款2. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、補正前の額9,908万7千円、補正額667万6千円、計1億576万3千円。

款3. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金、補正前の額5億9,949万8千円、あ、ごめんなさい、1億、1億、あ、申し訳ないです、1億5,949万8千円、補正額1,101万5千円、計1億7,051万3千円。

え、款4. 県支出金、項1. 県負担金、補正前の額7,759万6千円、補正額566万9千円、計8,326万5千円。

款5. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、補正前の額、8,238万7千円、補正額475万円、計8,713万7千円。

款9. 諸収入、項1. 雑入、補正前の額17万5千円、補正額987万6千円、計1,005万1千円。

歳入の合計、え、補正前の額5億7,324万4千円、補正額3,798万6千円、計6億1,123万円でございます。

3ページ歳出でございます。

款2. 保険給付費、項1. 介護サービス等諸費、補正前の額4億7,798万4千円、補正額3,638万1千円、計5億1,436万5千円。

項2. 介護予防サービス等諸費、補正前の額3,293万円、補正額58万7千円、計3,351万7千円。

項3. その他諸費、補正前の額89万9千円、補正額マイナスの11万円、計78万9千円。

項4. え、高額介護サービス等費、補正前の額1,215万円、補正額マイナスの26万円、計1,289万円。

項5. 特定入所者介護サービス等費、補正前の額1,804万8千円、補正額162万8千円、計1,967万6千円。

項6. 高額医療合算介護サービス等費、補正前の額167万4千円、補正額マイナスの24万円、計143万4千円。

歳出の合計、え、補正前の額5億7,324万4千円、補正額3,798万6千円、計6億1,023万円でございます。

え、次ページからの事項別明細書については、重複いたしますので割愛させていただきます、よろしく御審議、御承認お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

報告第4号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第7 議案第1号 「平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、それでは議案第1号、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について、御説明させていただきます。

補正理由につきましては、歳出について大きく分けて二つございます。

一つ目は、民生費におきまして、臨時福祉給付金制度と、子育て世帯臨時特例給付金制度に係るシステム導入を含めた事務的経費及び対象者への給付金のための増額補正でございます。

両制度は、国の経済対策として、平成26年4月1日から消費税が引き上げられたことによる駆け込み需要と、その反動減に対して、消費の下支えを支える観点から低所得者への、あ、子育て世帯、低所得者や子育て世帯への負担を緩和するための暫定的、臨時的な措置で、対象者への給付金が支給される制度でございます。

この財源といたしましては、両事業とも100%の国庫負担でございます。

次に二つ目として、消防費につきまして、消防団員退職に伴う退職報償金の増額補正でございます。

この財源といたしましては、消防団員等公務災害補償等共済基金より受入し全額充当いたします。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、3,930万3千円を増額し、歳入歳出総額を29億6,730万3千円といたします。

それでは詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の8ページを御覧ください。

歳出についてでございます、款3. 民生費、項. 社会福祉費、目16. 臨時福祉給付金費におきまして、臨時福祉給付金事業のシステム導入費用といたしまして、あの、8ページ中ほど、節13. 委託料359万5千円を臨時福祉費用として、節20. 扶助費2,000万円をその他事務的経費も含めまして、計補正額が、2,508万2千円の増額補正でございます。

同款、項2. 児童福祉費、目5. 子育て給付費におきまして、補正予算書の9ページお願いいたします、子育て世帯臨時特例給付金事業の導入費用として、節13. 委託料202万2千円を子育て世帯臨時特例給付金費用として、節20. 扶助費900万円を、その他事務的経費におきまして、計補正額1,186万円の増額補正でございます。

続きまして、款8. 消防費、項1. 消防費、目1. 非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報償金として、8. 報償金236万1千円の増額補正でございます。

続きまして、7ページにお戻りください。

歳入についてでございます、款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節9. 子育て世帯臨時特例給付金1,186万円、節10. 臨時福祉給付金2,508万2千円、計補正額3,694万2千円の増額補正でございます。

内容といたしましては、子育て世帯臨時特例給付金事業及び臨時福祉給付金事業に対する100%の国庫負担金で、両事業に充当させていただきます。

続いて、款18. 諸収入、項3. 雑入、目1. 雑入で、消防団員退職に伴う退職報償金の受け入れ分として、補正額236万1千円の増額補正で、全額退職金に充たい

たします。

それでは議案書を朗読させていただきます、議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成26年5月9日提出。

安堵町長西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,730万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月9日提出。

生駒郡安堵町長西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入の部、款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、補正前の額1億2,629万6千円、補正額3,694万2千円、計1億6,323万8千円。

款18. 諸収入、項3. 雑入、補正前の額1,257万5千円補正額236万1千円、計1,493万6千円。

歳入合計、補正前の額29億2,800万円、補正額3,930万円、あ、30万3千円、計29億6,730万3千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、補正前の額5億1074万7千円、補正額2,508万2千円、計5億3,582万9千円。同款 項2. 児童福祉費、補正前の額2億3,756万7千円、あ、2億7万8千円、2億8,756万7千円、申し訳ないです、補正額1,186万円、計2億9,942万7千円。

歳出合計、補正前の額、あ、消防費、すみません、款8. 消防費 項1. 消防費、補正前の額1億2,524万円、補正額236万1千円、計1億2,760万1千円。

歳出合計、補正前の額29億2,800万円、補正額3,930万3千円、計29億6,730万3千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛のほうさせていただきます、以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（森田 瞳） はい、議長

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） すみません、色々との、御説明ありがとうございました。

え、ただ今説明して頂いた、約4千万の国庫補助等についての財源についての社会福祉費としての一端ということで理解をしております。

その内約270万円ですか、消防費のほうの退職補償費ということで、理解をしております、

また、あのこの中で、え、子育て世帯の給付費、また、色々ここに出てきております臨時福祉給付費、給付費というようなことの部分につきまして、特に子育ての世帯の給付費のほうでどういう充当の、え、活用をされるのかということでちょっと聞かせていただきたいなと思います。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい、森田議員の御質問にお答えいたします。

え、子育て世帯臨時特例給付金制度につきましては、あの、児童手当の該当になれる方に、世帯につきまして、平成26年度1月1日、あの、安堵町にご在住の方、児童に対して、1名に対して1万円当たりの給付金ということで、1回限りの給付となっております。

以上でございます。

1 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） はい、あの突然すみませんでした。

あの今日ちょっとね、朝起きてボヤーっとして新聞見てたら、朝刊に、え、平成、失礼しました、2040年まだ25、6年先の話でございます、無くなっていく町、町団体があるんじゃないかなというような新聞が出てました。

これは何を意味しているかというたら、特に安堵町の深刻なやはりパーセントを示しておったというように思います。

え、全国的なワーストの中で、え、奈良県は特に山間部、東吉野そして曽爾、また川上あたりの町、村、町がですね、え、この出産できる、要するに女性のま適齢期いうんですか、20歳から39歳までこれを、あの、調査しておるんですね統計取つとる中で、え、もう全国的にワーストの80%、90%も減少すると、子どもを生まれる方の女性の数がそれだけ減少されるというのは痛切に、え、今日もう表現されとる。

で、ずっとその中で、また奈良版を見てみましたら、安堵町もれなく66%、これは平野部では結構やはり高率のやっばりに少なくなるんだなというような思いもいたしました。

え、ま、こうした中で、先ほども色々介護保険、え、給付が増えたということで補正等がございます、専決もございました。ま、よく分かります。

まああのちょっと、こうした子ども達のこの育成ていうかな、もうちょっとそちらのほうへ目をやっけて行くのも大事じゃないかなと、やはり愛される安堵町の、安堵町ということもゆっくりとやっぱり考えた中で、特色のある安堵町を作っていかなければ、やはりあと27年と申せ、しっかりその中の意思問題いう思いもいたしますので、ちょっと気がついたことでまあ予算的な中での、子育てのこうした世帯給付ということで保障やっけて頂いたら、誠に有り難いことだなという実感をいたしました。

以上でございます、ありがとうございます。

議長（山岡 敏） はい、他にございませんか。

なければ質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 以上で行政側からの提案事項は全て終了いたしました。
暫時休憩します。

（暫時休憩）

10時55分

11時32分

副議長（福井保夫） それでは休憩前に引き続き、再開します。
ただ今山岡議長から議長の辞職願が提出されています。
お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（福井保夫） 追加日程第1「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって8番山岡議員の退場を求めます。

（8番 山岡議員 退場）

副議長（福井保夫） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（成瀬 博） 平成26年5月9日安堵町議会副議長福井保夫殿、安堵町議会議長山岡敏、辞職願。

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので許可されるよう願います。

副議長（福井保夫） お諮りします。

山岡議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福井保夫) 異議なしと認めます。
山岡議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

(山岡議員 入場・着席)

副議長(福井保夫) 山岡議員にお知らせします、ただ今議題とされました議長辞職については許可されました。
ただ今議長が欠けました。
お諮りします。
「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

副議長(福井保夫) 「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長(福井保夫) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福井保夫) 全員異議なしと認めます。

副議長(福井保夫) 選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって副議長が指名することに決定しました。

議長に山岡議員を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました山岡議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

副議長（福井保夫） よってただ今指名しました山岡議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました山岡議員が議長におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

山岡議員より議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いします。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） ただ今議員皆さんのご推挙によりまして、議長という大役を任されました。大変身に余る思いでございます。

お受けした以上、議長として責務遂行に全力投球して参りたいと思います。

皆様方のお力添えをいただき、円滑な議会運営の下、町政の発展と共に町民の福祉の増進に、行政側とタイアップし、誠心誠意努力してまいりたいと思います。

どうぞ議員の皆さん並びに行政の皆さん方、御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますけれども、机上の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

副議長（福井保夫） ありがとうございました。

それでは、ただ今より事務局長から議長章をお渡しすることにします。

副議長（福井保夫） これで議長と交替をさせていただきます。

議事運営に御協力をいただきましてありがとうございました。

山岡議長、議長席にお着き願えますか、よろしく申し上げます。

（福井副議長 自席へ）

（山岡議長 着席）

議長（山岡 敏） え、それでは、新議長として進行を進めていきたいと思います。

ただ今福井副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 追加日程第3「副議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって福井議員の退場を求めます。

（福井議員 退場）

議長（山岡 敏） 職員に辞職願を朗読させます。

局長（成瀬 博） はい、平成26年5月9日安堵町議会議長山岡敏殿。

安堵町議会副議長福井保夫。

辞職願。

この度議員申し合わせにより、副議長を辞職したいので許可されるよう願います。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

お諮りいたします。

福井議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

福井議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（福井議員 入場・着席）

議長（山岡 敏） 福井議員にお知らせいたします、ただ今議題とされました、副議長辞職願いについては許可されました。

ただ今副議長が欠けました。

お諮りいたします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長(山岡 敏) 追加日程第4「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしということでございます。

全員異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたします。

議長(山岡 敏) 副議長に、福井議員を指名します。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名した福井議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました福井議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました福井議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

福井議員より副議員当選の承諾及び就任についての御挨拶をお願いします。

(福井副議長 登壇)

10番(福井保夫) ただ今、あの、指名いただきまして、副議長となりました。

あの、議長をサポートし特に今年は生駒郡の会長に当たられますので、特にサポートにも力入れていきたいと思えます。

昨年議長と二人で、あの、議長・副議長させていただきました。

まあ、あの、一年間議長と二人できるだけ議会の方に顔を出しということを一年間通してきました。

やはり、あの、役場のいろんな動向、職員の皆さんの行動、また事務局ともいろんな意味で連絡もスムーズに行ったのではないかなと思えます。

ま、あの、昨年も言いましたが、もう一年必死のバッチで頑張りますんで、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました、副議長にはよろしく願いいたします。

続きまして、お諮りいたします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

「常任委員会の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

総務産業建設常任委員会に、森田瞳議員、植田英和議員、中本幸一議員、松本正弘議員、山岡敏議員以上5人です。

文教厚生常任委員会については、浅野勉議員、島田正芳議員、松田和代議員、田中幹男議員、福井保夫議員以上5人です。

各委員の皆様方よろしく願いいたします。

議長 (山岡 敏) お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選出」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長 (山岡 敏) 追加日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項により、議長が指名させていただくことに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

議会運営委員会委員に、森田議員、浅野議員、植田議員、島田議員、中本議員、田中議員以上6名でございます。

それぞれ6名選任いたしました。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました議員を議会運営委員会に選任することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 次に、え、議長報告を行ないます。

はじめに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務産業建設常任委員会委員長に、植田議員、副委員長に、中本議員。

文教厚生常任委員会委員長については、浅野議員、副委員長については島田議員。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。議会運営委員会委員長に、森田議員、副委員長に中本議員以上でございます。

皆様方よろしくお願いたします。

議長（山岡 敏） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年 第1回 安堵町議会臨時会を閉会します。

閉 会

11時51分
